

最終回

下水道のはなし

このコーナー今回は、トイレの水洗化とそれに伴う排水工事、下水道使用料などの問題を中心に、前回に引き続き質疑応答形式でお送りします。



トイレの水洗化

Q1 水洗化の工事は、だれが行うのですか。また、その費用は、だれが負担するのでしょうか。

A 水洗化の工事は、建物の所有者が市の指定する工事に申し込んで行うこととなります。その費用も、建物の所有者に負担していただきます。

Q2 水洗化の工事とは、具体的に何をやるのですか。

A 水取方式のトイレを使用している家庭では、水洗トイレに改造する工事と、台所・風呂・水洗トイレなどからの汚水を、市が設置する公共まで流すための配管工事を行っています。

Q3 水洗化の工事は、いつまでに行えば良いのですか。

A 下水道が使用できる状態になると、供用開始日を告示します。その日から三年以内に、水洗化の工事を行っていただきます。このことは、

下水道法で定められています。

Q4 水洗化の工事費は、どのくらいかかるのですか。

A 公共ますと家屋との距離、台所・風呂場・トイレなどの配置や使用する材料などによって工事費に差が出ますが、くみ取り式トイレを使用している家庭であれば、およそ四十万円程度と見込んでいます。

Q5 工事店によって、工事費に差がありませんか。

A 市で共通単価を定める予定ですので、工事店による差はありません。

Q6 水洗化の工事費用に対して、助成措置はないのでしょうか。

A 市では、金融機関から水洗化工事資金を借りられるよう、あつせんする計画です。これは、三年から五年程度の償還で、市が利子補給することを検討しています。

Q7 浄化槽を設置しているのですが、どうすれば良いのでしょうか。

A 下水道が整備されると、浄化槽から出されたもの

も下水道に流すこととなります。

です。下水道使用料は、浄化槽の有無にかかわらず負担していただきます。浄化槽の維持管理に要する費用を考えると、廃止の方が良いと思います。

Q8 近々、家を新築する予定ですが、トイレはどうしたら良いのでしょうか。

A トイレは、くみ取り式にしておき、下水道の供用開始と同時に水洗化できるように、水道の配管やコンセントの取り付け工事だけは行っていただく方が良いでしょう。そのほか、台所や風呂場の排水口の取り付け方法などの問題もありません。

Q9 水道の水圧が低いのですが、水洗トイレに支障ありませんか。

A 水洗トイレは、水を一度タンクにためて、タンクから流れる水圧で汚物を流しますので、水圧が低くてもタンクに水がたまりさえすれば問題はありません。

下水道の使用料

Q10 受益者負担金を払うほかに、下水道使用料も払わなければならないのですか。

A 下水道は莫大な費用で建設されます。その建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金です。一方、できあがった下水道施設は、将来にわたって維持管理していかなくてはなりません。また、市が県に對して負担する処理経費（汚水を下水処理場できれいにする経費）なども必要となります。これらに要する費用の一部に充てるのが、下水道使用料です。

Q11 下水道使用料は、どれくらいになるのですか。また、どのような計算方法で算出するのでしょうか。

A 下水道使用料は、今後どれだけの維持管理費等が必要かを見きわめて、条例で定めることとなります。計算方法は、下水道に流した汚水の量に、使用料単価（一立方メートル当たりの単価）を乗じて算出する考えです。

Q12 下水道に流した汚水の量を、どのようにして計るのですか。

A 下水道を使用している家庭であればその使用量で

認定します。自家水を使用している家庭では、メーターを取り付けていればその使用量で、メーターがなければ、上水道を使用している家庭の使用量を参考にして認定することを検討しています。このことについても、今後、条例で具体的に定めます。

私たちが健康で快適な生活を営むためには、豊かな自然と生活環境を守り、公共用水域の水質保全を図る下水道の建設が、必要不可欠です。

現在、全国各地で急速に下水道整備が進められています。当市でも、早期完成を目指して事業を推進していますが、多額の建設費や長期にわたる建設工事、受益者負担金、下水道使用料など、市民の皆さんのご理解とご協力がなければ解決できない問題が山積しています。

そこで市では、皆さんに下水道のあらましを知っていただくとうと、九回にわたって「下水道のはなし」をお送りしてきましたが、紙面の関係から説明不足の点があったことをお詫びいたします。

不明の点やご意見等がございましたら、市下水道課までご連絡ください。

☎49-3111
内線339、340